

## 第7章

# 計画の推進と進捗管理

## 1 計画の推進に当たっての基本的な考え方



- 行政機関（本市・国・京都府等）はもとより、医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野における関係団体・事業者、障害のある市民を含めた地域住民など、障害保健福祉に関わる全ての者が、自分らしくいきいきと暮らす「自助」、住民相互の支え合いである「共助」、公的サービスである「公助」の考え方に基づき、それぞれ役割を分担しながら、共に汗する「共汗」と「協働」により施策を推進することを基本とします。
- とりわけ、東日本大震災を受けての地域の絆、地域コミュニティの重要性を再認識したところであり、京都のまちが培ってきた自治の伝統を生かし、お互いが支え合う精神を大切にして、障害のある人を支えるネットワークの構築や安心安全の確保の取組を進めます。
- 本計画は、その範囲が福祉、保健、教育、生活環境、雇用・就労などの広範な分野にわたっているため、関係局・区間の相互の調整を十分に行い、全庁的な体制の下、計画を推進します。
- 本市は、本計画に掲げた各取組項目について、不断に既存事業の見直しを行い、限られた財源の有効活用を図りながら、計画に掲げる施策の展開を図るとともに、社会情勢の変化等で新たに生じてきた本計画には掲げられていない課題についても、積極的に取り組んでいきます。

## 2 計画の進捗管理に当たっての基本的な考え方



- 本市は、計画の実効性を確保するため、毎年度、施策・事業に関する進捗状況の把握や課題の分析などを行い、その結果を「京都市障害者施策推進審議会」に報告するとともに、ホームページ等で市民に公表します。
- 「改正障害者基本法」において、「京都市障害者施策推進審議会」に障害者施策の実施状況を監視する機能が付与されたことから、同審議会に計画の進捗状況や課題に関する意見を求め、次年度以降の取組に反映させていきます。